

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物規制に係る通知における用語等の読み替えについて

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成 1 2 年政令第 2 1 1 号）により危険物の規制に関する政令（昭和 3 4 年政令第 3 0 6 号）及び危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（昭和 6 3 年政令第 3 5 8 号）の一部改正が行われ（4 月 2 6 日公布）、また、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 1 2 年自治省令第 3 5 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成 1 2 年自治省告示第 1 2 9 号）が平成 1 2 年 5 月 3 1 日に公布され、いずれも平成 1 2 年 6 月 1 日から施行されています。

今回の改正は、建築基準法（以下「建基法」という。）及び建築基準法施行令（以下「建基令」という。）の改正により、危険物の規制に関する政令等で建基法又は建基令より引用している用語について、定義等が改正されたことを受けて行われたものです。これに伴い、危険物規制に係る技術上の基準に関して、平成 1 2 年 6 月 1 日以前に発せられた通知（以下「既発通知」という。）において用いられている用語についても、下記のように読み替えることが必要となります。

貴職におかれては、その運用に遺漏のないよう配慮されるとともに、都道府県内の市町村長に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いたのでご承知おき願います。

危険物の規制に関する政令（昭和 3 4 年政令第 3 0 6 号） 危政令

危険物の規制に関する規則（昭和 3 4 年総理府令第 5 5 号） 危規則

記

既発通知において次表の左欄に掲げる用語又は表現が使用されている場合は、それぞれ次表の右欄のとおり読み替えるものとする。

既発通知において使用されている用語又は表現	読み替え後の用語又は表現
準不燃材料又は難燃材料	難燃材料
壁を耐火構造とするか又は不燃材料で造り、その両面を防火構造とすること	壁を準耐火構造とすること
甲種防火戸	特定防火設備
甲種防火戸又は乙種防火戸	防火設備
乙種防火戸	

なお、表の右欄で使用している用語の定義は次による。

1 難燃材料とは、建基令第1条第6号の難燃材料をいう。

〔 この読み替えは、建基令において難燃材料は準不燃材料及び不燃材料も含むものと整理されたため、必要となるものである。 〕

2 準耐火構造とは、危政令第18条第1項第3号に規定する準耐火構造をいう。

3 耐火構造とは、危政令第9条第1項第5号に規定する耐火構造をいう。

4 不燃材料とは、危政令第9条第1項第1号に規定する不燃材料をいう。

5 特定防火設備とは、危政令第9条第1項第7号に規定する特定防火設備をいう。

6 防火設備とは、危政令第9条第1項第7号に規定する防火設備をいう。